介護保険制度における
生活支援体制整備事業の役割を改めて考える

（一財）医療経済研究・社会保険福祉協会
医療経済研究機構 政策推進部 副部長
中村 一朗

医療経済研究機構
Institute for Health Economics and Policy

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理

Ⅲ．おわりに

○ 本検討会では、令和５年４月から５回にわたり、総合事業の充実に向けた方策について議論を重ね、以上のとおり中間整理を行った。

○ 本検討会では、総合事業を、地域共生社会を実現するための基盤と位置づけている。

○ また、本検討会で掲げる自立とは、公的・社会的支援を利用しながらも行為主体として独立していること、あるいは主体的に自由に暮らし方を選べることである。

○ そして、そのような視点に立って、本検討会では、総合事業を、介護保険事業を運営する市町村の立場からではなく、地域に暮らす高齢者の立場から、認知症や障害の有無にかかわらず、地域に暮らす全ての高齢者の自立した日常生活とそのための活動の選択という観点に基盤を置き、それをもとに市町村が地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて展開されていくべきものと捉え、検討を重ねてきた。

○ その意味で、この中間整理は、これまでの市町村の総合事業の取組を活かしつつも、大きな発想の転換によるフルモデルチェンジを促すものとなっている。

○ 第９期介護保険事業計画期間において、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、高齢者自身が適切に活動を選択できるようにすることで、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護の専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指す取組が進むことを期待する。

出典：厚生労働省　介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会（令和5年12月7日）

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理（概要❶）

○ 2025年以降、現役世代が減少し医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加していく。また、こうした人口動態や地域資源は地域によって異なる。

○ こうした中、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要。

○ 総合事業をこうした地域づくりの基盤と位置づけ、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し自立した日常生活を継続できるよう支援するための体制を構築する。

85歳以上人口の増加

※ 85歳以上になると要介護認定率は上昇

現役世代の減少

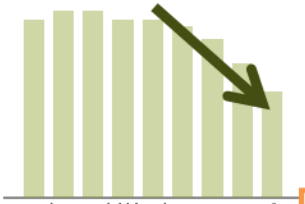

※ 専門人材等の担い手不足が進行

地域で暮らす人やそこにあるものは地域によって様々

地域共生社会の実現

地域がチームとなって総合事業を展開

○ 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。

○ 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。

○ 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。

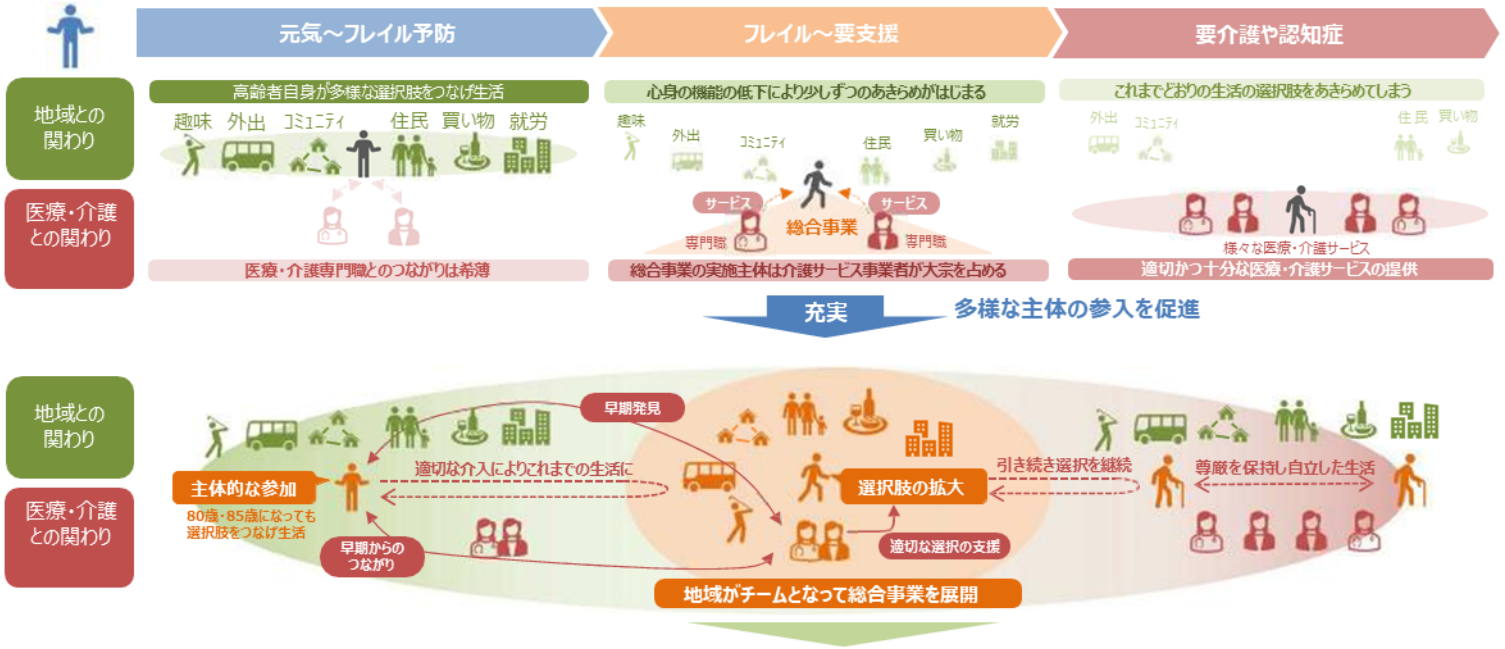

出典：厚生労働省　介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン

生活支援コーディネーターによる地域住民と地域の多様な主体との連携の推進

（令和6年度要綱改正：生活支援体制整備事業における住民参画・官民連携推進事業の創設）

○高齢者の目線に立ち、地域で一層の多様なサービス・活動の充実を図るためには、生活支援体制整備事業を活用し、地域住民の関心事項を引き出し、高齢者の日常生活を取り巻く様々な活動とをつなげていくことが重要。

○このため、生活支援体制整備事業について、住民や地域での活動に取り組む民間企業等とをつなげるための活動についての評価を拡充する。

生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要である。

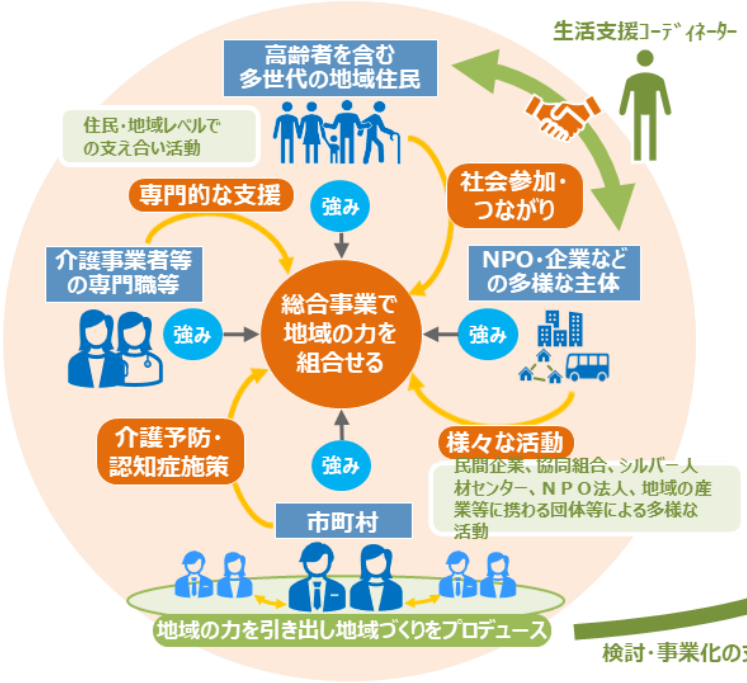

生活支援コーディネーター・協議体が行う住民参画・官民連携推進事業（新設）

タウンミーティングやワークショップの開催等
地域住民、医療・介護関係者及び地域での活動に取り組む民間企業等を含む多様な主体が地域課題等の洗い出しや解決策・必要となる事業等の検討を行う場の設置

多様なサービス・活動の実現に向けたプロジェクト化
地域での活動に取り組む民間企業等との連携・協働のもとで行う地域住民へのインタビュー、マーケティング、デザイン（既存事業の見直し等を含む。）等の実施

多様なサービス・活動を地域に実装するための試行的実施に係る支援
総合事業としての全地域での本格実施まで、地域での活動に取り組む民間企業等と地域住民の協働のもとで行う事業が自走するまでの期間における事業費の補助等

検討・事業化の支援

生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額
- ■第１層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）
- ■第２層（中学校区域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数

＋ 住民参画・官民連携推進事業の実施 4,000千円 × 市町村数（※）

※ 指定都市の場合は行政区の数
一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

出典：厚生労働省老健局「令和６年度地域支援事業実施要綱等の改正点について」

生活支援コーディネーターの役割

高齢者の支援ニーズの増大と医療介護専門職の確保が困難となる局面で
地域がチームとなって総合事業を展開（フレイル・要支援者を支援）するには
市町村がデザインのもとで、生活支援コーディネーターが活動する。

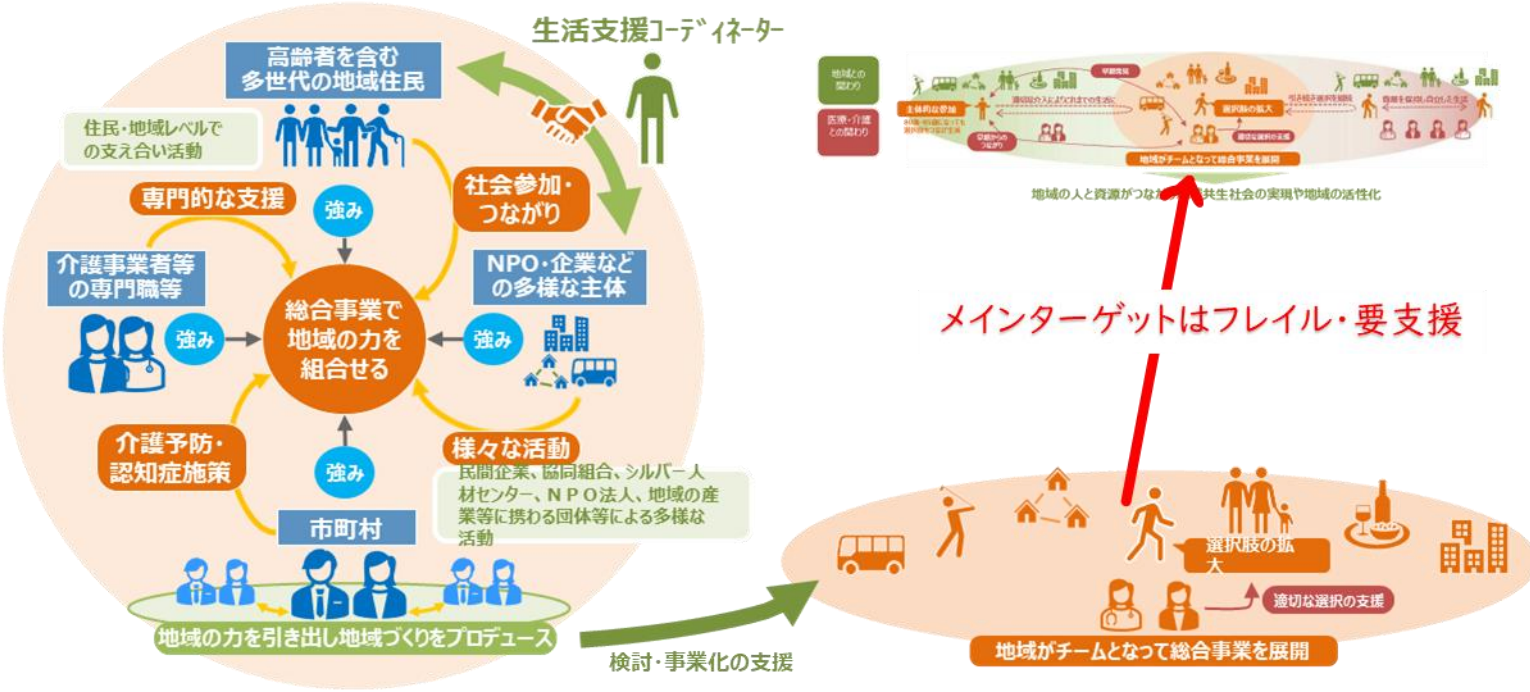

介護保険制度の見直しに関する意見（概要）①
（令和４年12月20日　社会保障審議会介護保険部会）

○全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備が必要。
○次期計画期間中に2025年を迎えるが、今後、85歳以上人口の割合が上昇し、サービス需要や給付費は増加する一方、生産年齢人口は急減。地域ニーズに対応したサービス等基盤の整備や、人材確保、保険制度の持続可能性の確保に向けた早急な対応が必要。
○社会環境の変化の中でも、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する所で安心して生活できる社会を実現する必要。

Ⅰ　地域包括ケアシステムの深化・推進

１．生活を支える介護サービス等の基盤の整備

○地域の実情に応じた介護サービスの基盤整備
・長期的な介護ニーズの見通しや必要な介護職員数を踏まえ計画を策定。その際、既存施設・事業所の今後のあり方も含め検討

○在宅サービスの基盤整備
・複数の在宅サービス（訪問や通所など）を組み合わせて提供する複合型サービスの類型の新設を検討
・看護小規模多機能型居宅介護のサービスの明確化など、看護小規模多機能型居宅介護等の更なる普及方策について検討

○ケアマネジメントの質の向上
・質の向上･人材確保の観点から第９期を通じて包括的な方策を検討
・適切なケアマネジメント手法の更なる普及・定着
・ケアプラン情報の利活用を通じた質の向上
・質の高い主任ケアマネジャーを養成する環境の整備、業務効率化等の取組も含めた働く環境の改善

○医療・介護連携等
・医療計画と介護保険事業（支援）計画との整合性の確保
・地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
・かかりつけ医機能の検討状況を踏まえ、必要な対応

○施設サービス等の基盤整備
・特養における特例入所の運用実態を把握の上、改めて、その趣旨の明確化を図るなど、地域の実情を踏まえ適切に運用

○住まいと生活の一体的支援
・モデル事業の結果等を踏まえ、住宅分野や福祉分野等の施策との連携や役割分担のあり方も含め引き続き検討

○介護情報利活用の推進
・自治体・利用者・介護事業者・医療機関等が、介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備するため、介護情報等の収集・提供等に係る事業を地域支援事業に位置づける方向で、自治体等の関係者の意見も十分に踏まえながら検討

○科学的介護の推進
・LIFEのフィードバックの改善や収集項目の精査を検討

２．様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現

○総合事業の多様なサービスの在り方
・実施状況・効果等について検証を実施
・第９期を通じて充実化のための包括的な方策を検討。その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進。また、多様なサービスをケアプラン作成時に適切に選択できる仕組みの検討

○通いの場、一般介護予防事業
・多様な機能を有する場として発展させるため、各地域の状況や課題毎に活用・参照しやすいよう情報提供。専門職の関与を推進

○認知症施策の推進
・認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進

○地域包括支援センターの体制整備等
・家族介護者支援等の充実に向け、センターの総合相談支援機能の活用、センター以外の各種取組との連携
・センターの業務負担軽減のため、
　－ 介護予防支援の指定対象を居宅介護支援事業所に拡大
　－ 総合相談支援業務におけるブランチ等の活用推進。市町村からの業務の部分委託を可能とする等の見直し
　－ ３職種配置は原則としつつ、職員配置の柔軟化

３．保険者機能の強化

○保険者機能強化推進交付金等
・評価指標の見直し・縮減とアウトカムに関する指標の充実

○給付適正化・地域差分析
・給付適正化主要５事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

○要介護認定
・より多くの保険者が審査の簡素化に取り組むよう、簡素化事例の収集・周知。今後、ICTやAIの活用に向けて検討
・コロナの感染状況を踏まえ、ICTを活用して認定審査会を実施できるとする取扱いについて、コロナの感染状況を問わず継続

出典：厚生労働省　社会保障審議会介護保険部会

地域支援事業実施要綱「生活支援体制整備事業の目的」

新	旧
2 生活支援体制整備事業（法第115条の45 第2項第5号） (1) 目的 高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、総合事業として実施するサービス・活動事業及び一般介護予防事業並びに地域住民を含めた多様な主体による高齢者の自立した生活や介護予防に資する総合事業に該当しない多様な活動又は事業（以下「生活支援・介護予防サービス」という。）について、事業間での連動を図りながら実施することが重要である。 このため、法第115条の45第2項第5号に定める事業（以下「生活支援体制整備事業」という。）においては、市町村が中心となって、元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手として参加する住民主体の活動団体、地域運営組織、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター、介護サービス施設・事業所、老人クラブ、家政婦（夫）紹介所、商工会、民生委員等の多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していくことを目的としている。	2 生活支援体制整備事業（法第115条の45 第2項第5号） (1) 目的 単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする。

出典：厚生労働省　地域支援事業実施要綱

住民主体の活動を作るための役割ではなく
自治体がデザインする地域づくりに向け多様な主体を連動させる役割へ
（あらゆるものを使う）

生活支援体制整備事業で行う「地域づくり」とは

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現**。

○ 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。

○ 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。

○ 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要。

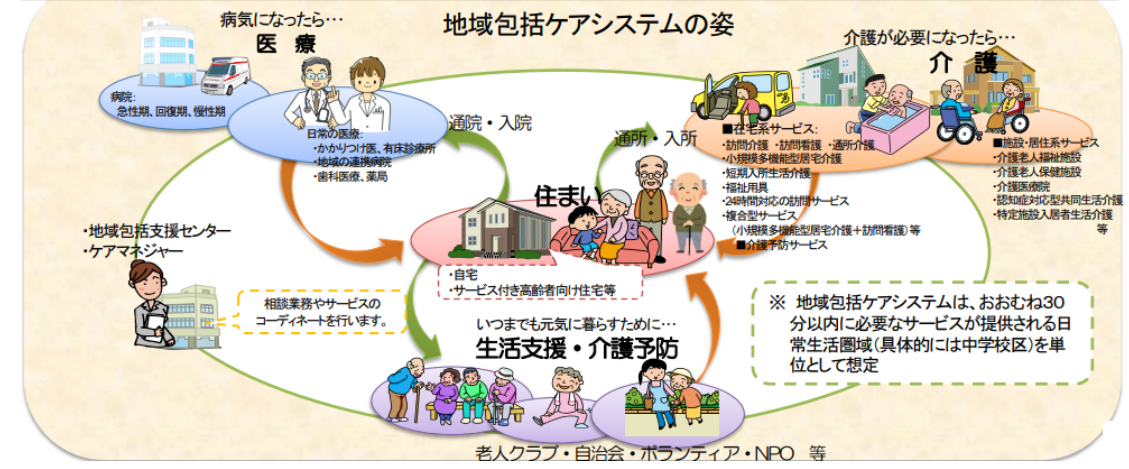

出典：厚生労働省

生活支援体制整備事業で行う「地域づくり」とは

地域包括ケアシステム

が構築された地域をつくること、と考えるべきです。

地域包括ケア実現の課題「中核機関が忙しすぎる」

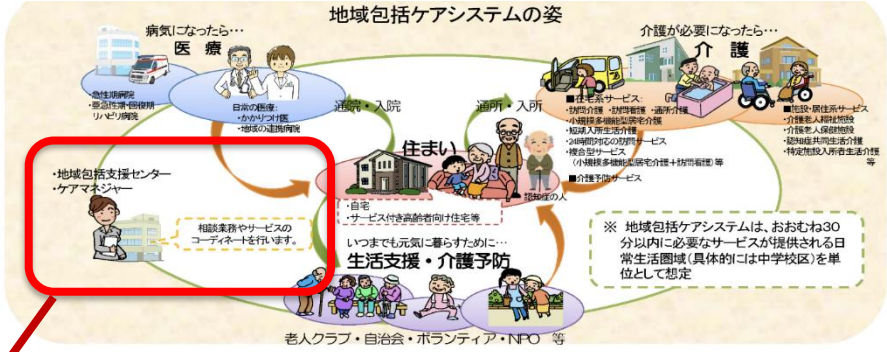

地域包括ケア実現に向けた中核的な機関※

※厚生労働省老健局ホームページより

地域包括支援センターの悉皆調査：「業務量が過大」と答えた割合が9割弱に

	業務量が過大 [%]	センター総数 [n]
H21	64.9	4056
H22	70.6	4065
H23	75.4	4224
H24	74.9	4328
H25	77.9	4484
H26	81.6	4557
H27	81.6	4685
H28	83.5	4905
H29	87.1	5041

（出所）老人保健推進事業等補助金　老人保健健康推進事業
調査研究報告書（各年度）より作成

地域包括支援センターの機能を強化する生活支援体制整備事業

地域包括支援センターの機能強化

○高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加およびセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
○市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
○直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
○地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
○地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。

在宅医療・介護連携

地域医師会等との連携により、在宅医療・介護の一体的な提供体制を構築

生活支援コーディネーター

高齢者のニーズとボランティア等の地域資源とのマッチングにより、多様な主体による生活支援を充実

認知症初期集中支援チーム
認知症地域支援推進員

早期診断・早期対応等により、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制づくりなど、認知症施策を推進

地域包括支援センター

※ 地域の実情を踏まえ、基幹的な役割のセンター（※1）や機能強化型のセンター（※2）を位置づけるなどセンター間の役割分担・連携を強化

地域ケア会議

多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実と地域課題の解決による地域包括ケアシステムの構築

包括的支援業務
介護予防ケアマネジメント

従来の業務を評価・改善することにより、地域包括ケアの取組を充実

介護予防の推進

多様な参加の場づくりとリハビリ専門職の適切な関与により、高齢者が生きがいをもって生活できるよう支援

今後充実する業務については地域包括支援センターまたは適切な機関が実施
＜例＞
- 基幹的な役割のセンターに位置づける方法
- 他の適切な機関に委託して連携する方法
- 基幹的な役割のセンターと機能強化型のセンターで分担する方法　等

市町村
運営方針の策定・新総合事業の実施・地域ケア会議の実施等

都道府県
市町村に対する情報提供、助言、支援、バックアップ等

※1　基幹的な役割のセンター
（直営センターで実施も可）
たとえば、センター間の総合調整、他センターの後方支援、地域ケア推進会議の開催などを担う

※2　機能強化型のセンター
過去の実績や得意分野を踏まえて機能を強化し、他のセンターの後方支援も担う

出典：厚生労働省老健局

生活支援コーディネーター（SC）の業務の目的

２ 生活支援体制整備事業（法第１１５条の４５第２項第５号）

イ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

(ア) 業務の目的

次の a から c までに掲げる内容を目的に、(イ)に掲げる業務（以下「コーディネート業務」という。）を実施する。

a **資源開発**（地域に不足する生活支援・介護予防サービスの創出**（既存の活動を地域とつなげることを含む。）**、生活支援・介護予防サービスの担い手（ボランティア等を含む。）の養成、元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手として活動する場の確保等）

b **ネットワーク構築**（多様な主体を含む関係者間の情報共有、生活支援・介護予防サービス提供主体間の連携の体制づくり等）

c **ニーズと取組のマッチング**（地域の支援ニーズと生活支援・介護予防サービス提供主体の活動のマッチング等）

なお、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、コーディネート業務を担う者であり、例えば、a に掲げる資源開発においては、資源開発そのものではなく、高齢者を含む多世代の地域住民、生活支援・介護予防サービスの実施者、地域包括支援センター及び市町村をつなげ、それらの連携・共創を推進する役割を担うものである。したがって、**市町村及び地域包括支援センターは、**適切に**生活支援コーディネーター**（地域支え合い推進員）**との緊密な連携のもとで、サービス・活動事業としての事業化等を進める**こと。

出典：厚生労働省　地域支援事業実施要綱

生活支援コーディネーターの業務

a 資源開発	b ネットワーク構築	c ニーズと取組のマッチング

SC活動の「手段」と「目的」

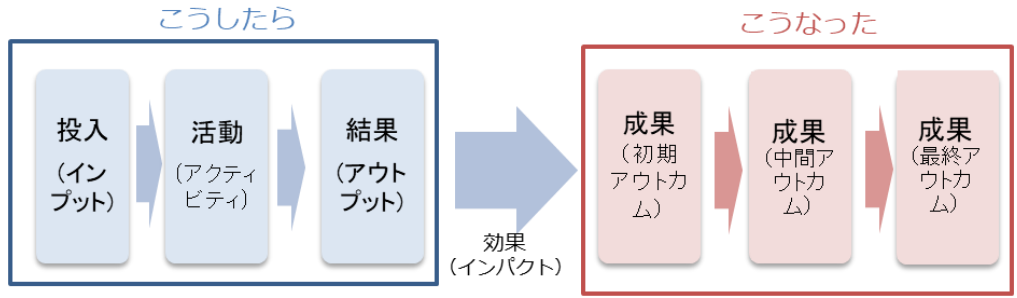

働きかける主体（自治体）の動き
≒**手段**

働きかけた相手（住民・地域等）の変化
≒**目的**

a 資源開発

b ネットワーク構築

c ニーズと取組のマッチング

ニーズを満たすこと（マッチング）を目的に活動すれば、

資源開発やネットワークは自然に行っていくことになる。

ニーズの起点は地域包括支援センター（ケアマネジメント）

ロジックモデル：投入・活動・結果・成果の論理構造図（W.K.Kellogg Foundation. Logic Model Development Guide, 2003、 Rossi, et al. プログラム評価の理論と方法、をもとに作成）

オランダからの示唆

デ・フリースケ・マレン　～　デ・ケア「ポジティブ　ヘルス」

夫を亡くした独居の女性が頭痛を訴え受診。
眠れない日が多いことで気分も晴れないとのことだった。
これまでであれば薬を処方するところだが、医師はウェルフェアチームに繋ぐことにした。
ウェルフェア・コーチ※は女性から、自身が生活の中で大切にしていることやできること・得意なことを聞き取り、他人との会話が減っていることや得意だった料理を作る機会が減っていることに着目した。

・　人と話せる場所に行ってみる
・　地域食堂で調理を手伝う

→睡眠も改善し、頭痛も軽減した。

家庭医を中心に専門職がチームで対応。
（医療・介護のみならず生活関連が充実）
結果的に処方数が25%軽減している。

※CMとSCの役割を果たす職種

生活支援体制整備事業の成果イメージ

70代男性。（タクシー運転手）
めまいやふらつきが原因で病院受診。
運転への不安から退職。通院や家事に自信がないためヘルパー使いたいとの訴えから、包括が関与開始するも閉じこもり傾向がみられる。

数か月の通院により症状は改善。タクシー会社の社長から職場復帰を打診されるも断る。自分自身に自信を失っている。

ヘルパーは使わない方向で調整したものの、役割を持って生活してもらいたいと**CMはSCに相談。**
SCは「プロの運転手のプライドから退職したこと」に着目。**自らの持つネットワークと把握している地域資源の中から**、人を乗せないが車を運転してできる役割を見つけた。

3か月後、自信を取り戻した男性は見事に復職した。

このSCの取組みがあった場合と
なかった場合の「差」が事業成果です

地域がチームに⇒適切な介入によりこれまでの生活に

ケアマネジメントとの接続の中で
生活支援体制整備事業が成果を出
せる活動であるため、市町村は地域
づくりのデザインとして示すべき視点

地域の人と資源がつながり地域共生社会の実現や地域の活性化

「適切な介入によりこれまで生活を取り戻す」ことこそ
高齢者の自立支援の促進、医療・介護専門職不足という
地域課題を解決する有効な手段

生活支援体制整備事業の新たなフェーズ

ニーズと資源のマッチングで自立支援を促進、
介護人材不足に対応。地域課題の解決機能を持つ事業へ

ケアマネジメントと接続した活動であること

活動のメインターゲットはフレイル・要支援
地域包括支援センター・介護人材の効率化

ニーズと地域資源のマッチング（複合化した課題への対応版）

拡充 包括的支援事業を活用した地域づくりの推進

令和７年度当初予算 1,800億円の内数（地域支援事業（包括的支援事業（社会保障充実分））の内数）

1 事業の目的

① **生活支援体制整備事業の拡充**

- 独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者（ダブルケアラー）やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっている。
- 他方、こうした複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、センターのみが業務を負担するのではなく、センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要。
- このため、生活支援体制整備事業について、**個別訪問や相談対応等を通じ、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援するための拡充**を行う。

※ 重層的支援体制整備事業の実施自治体は、既存の取組みで同様の機能を担うことが想定される。

② **地域ケア会議推進事業の拡充**

- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和６年法律第43号）が令和６年６月に公布され、「地域ケア会議」と「居住支援協議会」は相互連携に努めることとされたところ。
- このため、**地域ケア会議において、高齢者の安定した住まいの確保に取り組む市町村に対する支援の拡充**を行う。

※このほか、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）についても、所要の経費を計上

2 事業の概要・スキーム

① **生活支援体制整備事業の拡充**

- 複雑化・複合化する地域課題に対し、地域づくりの観点から取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援※する。

※ 地域包括支援センターに配置される生活支援コーディネーターの活動を支援することを想定（関係機関に委託することも可とする）

- 想定される対象業務は次のとおり。
  - 地域包括支援センターとの連携のもと、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を対象とした個別訪問や相談対応
  - 圏域内の社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワークなどの機関のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集・関係者間のネットワークづくり
  - 地域包括支援センターを含む地域のネットワークを活用した、適切な支援へのつなぎや資源開拓の実施

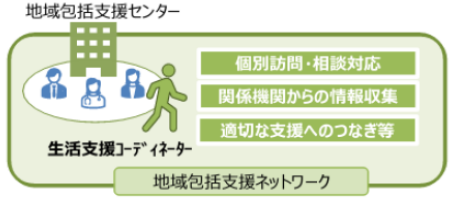

複雑化・複合化した地域課題に一体的に対応

② **地域ケア会議推進事業の拡充**

- 高齢者の安定した住まい確保を目的に、居住支援協議会と連携した地域ケア会議を行った場合に標準額を引き上げ

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【交付率】国38.5%

【標準額】（拡充分）

①8,000千円
（地域包括支援センター以外に配置する場合は4,000千円）

②300千円